

東京医療保健大学 産後ケア研究センター 規程

(開設目的)

第1条 出産直後からの母子に対して心身のケアや授乳方法や母乳相談など、訪問や来所、電話による専門的なサポートを行うことで、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

(名称)

第2条 本組織の名称は、東京医療保健大学 産後ケア研究センター（以下「本センター」と称する。）とする。

(開設場所)

第3条 本センターは以下に置く。
東京医療保健大学 五反田キャンパス
〒141-8648 東京都品川区東五反田4-1-17

(開設時期)

第4条 平成30年4月

(事業内容)

第5条 本センターの事業は以下のとおりとする。

- ①助産師による専門的知識・技術及び科学的根拠に基づく質の高いケアを提供する。
- ②母児の心身の健康と安全を最優先したケアを提供する。
- ③個人を尊重し、快適なケアを提供する。
- ④関連諸機関との連携を図り、地域の子育て支援に貢献する。

(運営組織)

第6条 本センターの運営組織は以下のとおりとする。

- 産後ケア研究センター長
- 教育職員
- 助産師
- 事務職員

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 この規程は平成30年4月1日から施行する。